

議事要旨(4) 税効果会計に係る指針の見直しに関する検討

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計に関する実務指針の移管について、公開草案に寄せられたコメントのうち国際的な会計基準で要求されている注記事項及び国際的な会計基準で要求されていない注記事項に関する審議を行う旨が説明され、引き続き、淡河専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

純損失の場合における税率差異の開示について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 純損失の場合に純利益の場合と同様の開示を行うことは、必ずしも財務諸表の適切な理解につながらないのではないかと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 財務諸表利用者である専門委員からは、純損失の場合も純利益の場合と同様に一貫した開示がされれば財務諸表の理解の助けになるとの意見が聞かれた。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 資料に掲げられた開示例のケースのみではなく、幅広いケースについて開示の有用性に関する検討を行うべきであると考ええる。

繰延税金資産の表示について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 国際的な会計基準が非流動項目としての表示に統一されているため、比較可能性の観点から日本基準も非流動項目に合わせるべきであると考ええる。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 全体としてどのように開示の充実を図るかを検討する一環として、表示方法も検討対象に含める事務局の方針に賛成する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 現状の日本基準で求められる流動及び非流動に区分した表示については、積極的に利用価値があるという評価はできないのではないかと考えるため、国際的な会計基準と合わせる方向で全ての項目を非流動項目に変更すべきと考える。

セグメント等に細分化した開示について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 地域別の開示のように、集計及び調整された開示は有用性が低いと考える。また、そのような管理を行っていない企業もあるため、この開示は有用とはならないのではないかと考える。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 財務諸表利用者としては、一律に開示を求めるというよりも、例えば、連結財務諸表への影響が大きい在外子会社等に関する情報を開示して頂きたいと考えている。また、地域別やセグメント別に管理している企業が任意で当該情報を開示することを妨げない方向での検討をお願いしたい。
 - 主要な国・地域別の制度の相違による影響の記述に関しては、税制上の影響や在外子会社の影響が大きい場合に、それらを財務諸表利用者が理解できるような開示を求める趣旨であり、全体の検討の中で議論をお願いしたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 次のステップとして、今までの開示に関する議論を分析して、全体を検討する中でどのような開示を追加すべきかについて、財務諸表作成者と利用者が合意形成を図れるよう議論したい。

以 上